

まちづくり補助金に係る 分館独自事業の内容について

分館独自事業は、コミュニティの親睦を深めることに資する行事内容であれば該当し、次のような事業は認められています。

- ・ 道路や公園等の草刈り、清掃（クリーン作戦含む）
- ・ 資源回収
- ・ 懇親会
- ・ 敬老会
- ・ 自主防災教室
- ・ 手話教室
- ・ グラウンドゴルフ大会
- ・ 体力づくりウォーキング
- ・ 健康体操（百歳体操）
- ・ 夏、秋祭り
- ・ 盆踊り大会
- ・ とんど祭り etc...



参考

道路や公園等の草刈り、清掃などを年度内に複数回実施している場合、別事業とみなしますので、それぞれ申請が可能です。

※それぞれの日程で世帯数の4分の1以上が参加する必要があります。

※活動風景の写真はそれぞれ添付してください。

例) 6月と9月に道路の草刈りを実施 → 2事業

注意

「飲食を主とする事業」や「国、地方公共団体その他の団体からの助成等を受ける事業」など、対象にならない事業もあります。

特に、**治水対策推進事業補助金**（担当：農林建設課）を活用している事業については、分館独自事業に該当しませんのでご注意ください。